

アドプトフォレスト 稲葉ひかりの森 協定書

株式会社興徳クリーナー（以下「甲」という。）、岸和田市（以下「乙」という。）及び大阪府泉州農と緑の総合事務所（以下「丙」という。）は、丙のアドプトフォレスト制度に甲が参加し、乙の所有地において、別添「アドプトフォレスト 稲葉ひかりの森 活動計画書」（以下「計画書」という。）に基づき甲が行う活動（以下「森づくり活動」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

- 第1条 甲は、第2条に規定する森林において、森づくり活動を実施することにより森林環境の保全に貢献するものとし、乙、丙は甲の活動に対し誠意をもって協力するものとする。
- 2 甲は、甲のグループ会社（興徳ホールディングス株式会社、株式会社ケーシーエス、株式会社ケーシーエス・エス、株式会社ユウシン、株式会社イー・ガジェット、以下「KOTOKU GROUP」という。）と連携し、森づくり活動を実施する。なお、甲及び KOTOKU GROUP が森づくり活動を実施するに当たり生じる責任等は、協定締結者である甲に帰属する。
- 3 甲は、甲及び KOTOKU GROUP の役員・従業員とその家族が森づくり活動に参加するにあたり要する用具等の費用を負担するものとする。

（活動の対象とする森林）

第2条 この協定により、甲が森づくり活動を行う森林（以下「協定対象森林」という。）は、乙が所有権その他の使用収益をする正当な権利を有する次に掲げる対象区域に所在する。

- （1）土地の所在 岸和田市稲葉町
- （2）面積 1.1ha
- （3）対象区域 別添図面による

（協定期間）

- 第3条 この協定の有効期間は、令和3年11月1日から令和8年8月31日までとする。
- 2 甲、乙、丙は、前項で定める協定期間満了後も引き続き協定を更新しようとするときは、協定期間満了までに、甲、乙、丙が協議の上、改めて所要の手続きをとるものとする。

（活動の実施および保証の制限）

第4条 甲は、計画書に基づき、協定対象森林における森づくり活動を実施するよう努め

るものとする。ただし、甲は、計画書に記載の活動計画の達成を保証するものではない。

(所有権)

第5条 対象区域の土地に植栽する造林木等の所有権は、地権者たる乙に帰属し、甲はその所有権その他いかなる物権も主張しないものとする。ただし、甲が乙から別に物権を認められたものについてはこの限りではない。本条の定めは、計画書又は森づくり活動の趣旨を踏まえて契約当事者間で合意する事項に従って、甲が、対象区域の土地、及び、その土地に植栽する造林木等、協定対象森林を利用することを妨げるものではない。

(指導及び助言)

第6条 乙、丙は、甲がこの協定に基づく森づくり活動を適切に実施できるよう指導及び助言等を行うものとする。

(広報)

第7条 甲、乙、丙は、契約当事者間で別途合意する事項及び第8条の規定の遵守を条件として、森づくり活動について、ウェブサイトへの掲載その他の方法による広報をそれぞれ行うことができる。

(個人情報等の取扱い)

第8条 甲、乙、丙は、本協定又は森づくり活動に関して知り得た相手方の技術上又は営業上の秘密情報、個人情報を秘密に保持し、相手方の同意がある場合を除き、第三者に開示又は漏洩しない。

2 甲、乙、丙は、秘密情報、個人情報をこの協定以外の目的に使用もしくは利用し、加工し、または改変しない。

3 本条の規定は、この協定の終了後も有効に存続する。

(信義誠実の義務)

第9条 甲、乙、丙は、信義に則って相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行しなければならない。

(その他の事項)

第10条 この協定の履行に必要な事項であって、定めのない事項、若しくは協定事項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書を3通作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年11月1日

- 甲 株式会社興徳クリーナー
代表取締役 片渕 昭人
- 乙 岸和田市
市長 永野 耕平
(まちづくり推進部 丘陵地区整備課 取扱い)
- 丙 大阪府 泉州農と緑の総合事務所
所長 笠原 秀紀

アドプトフォレスト 稲葉ひかりの森 活動計画書

1 森づくり活動の目的

- 自然環境保全
- 景観保全
- 自然体験やレクリエーション

2 森づくり活動内容

樹種・現況	面積(見込)
広葉樹林及び拡大竹林	1.1 ha

3 活動スケジュール

活動内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
竹の整理伐	11月～3月	11月～3月	11月～3月	11月～3月	11月～3月	-
タケノコ掘り	-	4月～5月	4月～5月	4月～5月	4月～5月	4月～5月
各種整備	散策道整備、休憩所設置等 (別途協議し決定する)		植樹、憩いの場所設置等 (別途協議し決定する)			

4 活動位置図

別添のとおり